

One Asia Lawyers シンガポールオフィス・トライコー株式会社様との共催で、新規駐在員の方向けに、シンガポール現地法人に関するコンプライアンス・労務に関するセミナーを実施いたします。

シンガポール現地法人コンプライアンスの「いろは」
～現地法人として知るべき現地法人運営のポイント～

▼2月18日(火) シンガポール開催▼

<https://singaporecompliance01.peatix.com/view>

トライコー × ONE ASIA LAWYERS 共催

国内における内需の縮小や競争の激化により、
新しい市場を求めて企業の大小を問わず多くの企業が海外に進出しています。
世界トップクラスのビジネス環境を有し、世界中の企業が集まるアジアのハブ、シンガポール。

ビジネスをするための仕組みが整っている国だからこそ、
競争優位に立つためにもビジネスのスピードアップが日本本社から大きく期待される中、
競争に勝ち抜くための経営資源は営業・マーケティングなどに集中し、
現地法人のバックオフィス運営体制の構築はどうしても後手になりがちです。

ビジネスがグローバル規模になればなるほど、
世界的観点でも会社を健全に運営するための法制度は年々厳しさを増しています。
特にシンガポールにおいては、
法令遵守(コンプライアンス)や汚職に対する規制は非常に厳しく、
最近では会社設立や法人口座開設さえもできない事例が出ています。
シンガポール駐在員として求められる役割としては「ビジネスの成長」だけではなく、
「与えられたビジネス環境を最大限に活用しながら、
いかに最新の法制度に柔軟に対応していくか」にあります。

そこで今回はシンガポール現地法人運営における「コンプライアンスのいろは」というテーマのもと、

・シンガポールで多くの日系企業様の現地法人の設立支援、

会計・税務などのバックオフィスサービスを提供するトライコート
・ASEAN 全域の法律をワン・ストップで各国の法務アドバイスを提供する ONE ASIA LAWYERS
がそれぞれの専門分野について、シンガポール現地法人運営に求められる
コンプライアンス対応と検討すべき課題について、事例を交えながら解説いたします。

開催概要

■日 時: 2020年2月18日(火)14:30~17:50(シンガポール現地時間)

※14:15~開場・受付、14:30~セミナー開始

■対象者: 本イベントは、以下の方を対象とさせていただきます。

・シンガポール駐在して間もない日本人駐在員の方

・シンガポール法人の取締役など経営陣で経営責任について理解したい駐在員の方

・シンガポールにおける最新のコンプライアンスの動向について知りたい企業様

■定 員: 50名(予定)

■プログラム:

14:30~15:30

シンガポール現地法人が守るべきコンプライアンス(会社法(取締役責任を中心に)、
労働法(ハラスマント規制を中心に)、贈収賄規制、個人情報保護法、競争法などの観点から)

<講師>

ONE ASIA LAWYERS 栗田 哲郎(シンガポール法・日本法、アメリカ州法弁護士)

15:30~16:15

失敗事例から学ぶ アジア現地法人運営に伴うコンプライアンス

<講師>

トライコート・ジャパン 山内 奨(ディレクター アウトバウンド事業部)

16:15~16:30

休憩

16:30~17:30

シンガポール現地法人運営における留意点(会計・税務申告の観点から)

<講師>

Tricor Singapore Pte. Ltd. 斯波 澄子(Manager, Tricor Evatthouse Corporate Service)

17:30~17:50

質疑応答

【本セミナーに関するお申込み】

下記ウェブサイトよりお申し込みください。

<https://singaporecompliance01.peatix.com/view>